

## 国保料の減額

### 7・5・2割減額（未申告の方がいる世帯は減額できません）

賦課期日（※1）時点の世帯の所得の合計額が一定の基準以下の場合（下記参照），均等割と平等割が減額になります。

軽減判定基準額早見表

軽減判定基準額	
世帯の所得 （世帯主 + 加入者）	7割 減額 43万円 +10万円×（給与所得者等の数－1）
	5割 減額 43万円+29.5万円×加入者数（※3） +10万円×（給与所得者等の数－1）
	2割 減額 43万円+54.5万円×加入者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）

加入者数	給与所得者等の数	7割減額基準	5割減額基準	2割減額基準
1人	1人以下	43万円	72.5万円	97.5万円
	2人	43万円	102万円	152万円
2人	2人	53万円	112万円	162万円
	3人	43万円	131.5万円	206.5万円
3人	2人	53万円	141.5万円	216.5万円
	3人	63万円	151.5万円	226.5万円

加入者数が4人以上の場合も同様に計算されます。

※1 賦課期日とは通常4月1日、それ以降に新たに国保に入れた世帯については資格取得日です。

※2 紙と所得者等とは、紙と所得者（紙と収入55万円を超える方）と公的年金所得者（65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える方、又は65歳以上で公的年金等の収入が125万円を超える方）をいいます。

※3 この減額における国保加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含めます。

●世帯主が国保に入れていない場合でも、世帯主の所得は合計して判定します。

●減額判定は世帯主及び国保加入者の所得合計で行いますが、所得割算定の所得とは次の点が異なります。

・65歳以上（S34.1.1以前生まれ）の方の公的年金等所得額から15万円（満たないときはその額）を控除して判定します。

・事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。

・土地建物等に係る譲渡所得の特別控除は適用しません。

### 未就学児に係る均等割軽減

未就学児分の均等割保険料の5割を軽減します。なお、保険料の減額措置（7・5・2割減額）が適用される世帯の場合、減額後の均等割を5割軽減します。例：7割減額対象の場合、残りの3割の半分を軽減し、8.5割軽減となります。

## 後期高齢者医療制度移行に伴う国保料の緩和措置

●国保加入者が後期高齢者医療制度に移行した場合、その後の世帯構成や所得状況に変更がない時は従前と同様の軽減を受けられます。また、移行により国保加入者が単身となる場合は、移行後最長5年間は平等割額の半額を、その後最長3年間は1/4を減額します。（いずれも減額対象は基礎分と支援分であり、介護分は対象外です。）

●被用者保険加入者が後期高齢者医療制度に移行し、65歳から74歳までの被扶養者が国保に入れた場合、被扶養者の国保料について所得割額を減免し、均等割額を半額にします。加入者が65歳から74歳までの被扶養者のみの場合は、平等割額も半額にします。（均等割と平等割に7割減額が適用されている場合を除く。）均等割と平等割を減免できる期間は「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」に限定されます。

※国民健康保険組合の被扶養者には適用されません。

## 倒産・解雇等で失業した方の国保料の軽減

企業の倒産・解雇等で失業した方について、下の対象①～②の全てに該当する場合は、届出をすることにより、一定期間、該当者の給与所得を3割に減額して、国保料を算定します。

対象	①雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者と認定された方 (雇用保険受給資格者証等の「離職理由」欄のコードが11・12・21・22・23・31・32・33・34になっている方) ②失業時（離職日）に65歳未満
軽減期間	失業した日の翌日の月から翌年度末まで
届出方法	雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちになり、保険医療課資格賦課担当（本庁舎1階 106番窓口）で届出をお願いします。

## 出産した（出産予定の）方の国保料の軽減

出産する被保険者の産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料が、届出をすることにより、免除になります。

対象	出産した（出産予定の）国保被保険者 ※出産とは妊娠85日（4ヶ月）以上の分娩をいいます。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。）
免除される保険料	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の均等割及び所得割保険料
届出方法	母子健康手帳及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）をお持ちになり、保険医療課資格賦課担当（本庁舎1階 106番窓口）で届出をお願いします。また、郵送でも届出していただくことができます。郵送での手続きについては、保険医療課ホームページをご確認ください。 

## 国保料の納付方法

●令和5年度から納付書のコンビニ払い、スマホ決済ができるようになりました。

### （1）納付書による納付（普通徴収）

納付場所は金融機関、四国内のゆうちょ銀行（郵便局）、コンビニエンスストアです。また、スマートフォン決済でもお支払いいただけます。詳しくは通知書裏面をご覧ください。

### （2）口座振替による納付（普通徴収）

口座をお持ちの金融機関窓口または保険医療課窓口でお手続きが必要です。

届出先	金融機関窓口 ※1	保険医療課窓口 ※2
必要なもの	・国保料の納入通知書 ・通帳 ・通帳の届出印	
振替開始	届出月の翌月から 10日までの届出で当月から	

※1 通知書に記載されている金融機関等の窓口でお手続きをお願いします。

※2 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、ゆうちょ銀行の口座から振替をご希望の方は保険医療課の窓口（地域の窓口センター除く）で申し込みができます。申し込みは口座名義人ご本人に限ります。

※3 カードの種類によってはご利用いただけない場合があります。（代理人カード、法人カード等）

**振替方法**  
前納：第1期（6月）の末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に全期分を引き落とします。  
期別：各納期の末日（金融機関が休みの場合は翌営業日※）に引き落とします。  
※12月はこの限りではありません。通知書をご確認ください。

●普通徴収の納期は年10回です。12か月分を10回でお支払いいただくようになり、基本的に1回の納付額が1か月分にはなっていません。例えば6月に支払う国保料が6月分ということではありません。また、手続きされる時期によっては支払い月がずることがあります。

納期限	6月 （1期分）	7月 （2期分）	8月 （3期分）	9月 （4期分）	10月 （5期分）	11月 （6期分）	12月 （7期分）	1月 （8期分）	2月 （9期分）	3月 （10期分）		
国保料 納付する	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

### （3）年金天引き（特別徴収）

#### 対象者

次の条件を全て満たした世帯が対象となります。

- ・世帯主が国保加入者で、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ・天引きとなる対象の年金を年間18万円以上受給しており、介護保険料が天引きされている
- ・介護保険料の特別徴収と合わせた額が1回あたりの年金額の1／2以下

#### 特別徴収の国保料計算

##### ①前年度から継続して特別徴収の場合

今年度4、6、8月は前年度2月の特別徴収額と同額です。10、12、2月は年間保険料から4、6、8月分を差し引いた額で計算します。

##### ②新規に4月から特別徴収の場合

今年度4、6、8月は前年度の保険料に応じた額です。10、12、2月は年間保険料から4、6、8月分を差し引いた額で計算します。

##### ③新規に10月から特別徴収の場合

年間保険料の半分を1～4期で計算し、残りの半分が10、12、2月で特別徴収となります。

#### 特別徴収の納付方法の変更について

特別徴収の方で、これから国保料を口座振替で納付していただける方は、手続きしていただくことでお支払方法を口座振替に変更できます。ただし、納付書でのお支払いに変更することはできません。

#### 特別徴収が中止になる場合

次のような場合は特別徴収が中止になります。

- ・世帯主が今年度中に75歳になる。
- ・脱退や所得の更正等により、保険料が減額になった。

なお、事業の廃業や重大な病気等で前年に比べ著しく収入が減少した等の理由で、国保料の納付が困難となった方、災害に遭われた方等については、申請により国保料が減免されることがありますのでご相談ください。